

第一回 参議院治安及び地方制度・司法連合委員会會議録第三号

付託事件

○警察法案(内閣送付)

昭和二十二年十一月十七日(月曜日)
午前十時二十五分開会

本日の會議に付した事件

○警察法案

○委員(吉川末次郎君) これより治安及び地方制度、司法連合委員会を開いたします。帆足計君より發言の許可を求められておりますが、これを許可してよろしくございませう。

○委員(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めます。それでは帆足君。

○委員(外務員(帆足計君)) 私は鉱工業並びに決算責任委員に属する者でございますが、本日は吉川委員長の特別のお取計によりまして、この委員会に参加して頂き、司法大臣に對しまして質問の機会を與えられたことを、連合委員の皆様に謝意を申し上げます。

日本の政治、経済、社会等の民主化の問題は、ボツダム宣言の我々國民に要請するところであるばかりでなく、日本が眞に平和國家、文化國家として再出発いたしますために、どうしても徹底せねばならぬ基本的な目標であると思ふのであります。なかんづく司法並びに警察制度の民主化ということ

は、日本の民主化にとつて、最も重要な課題であり、眞に日本が民主化されるかどうかの試金石をなすものであります。このように考えますと、現在警察並びに司法制度の現状につきま

して、私は國民の一人として極めて不満の意を表せざるを得ないのであります。從來日本民主化の問題につきましては、現在の片山内閣におきましては、余程御努力の跡が見えますけれども、終戦以來歴代の内閣はとかく日本の民主化の問題に對しまして積極性を欠き、ただ連合軍から次々に與えられ

る指令を消極的に受理しておるといふような態度を取つておられたことにつきます。民主化について積極性がな

が故に、自己の見識を以て、連合軍と野阻相照らして折衝する民主的態度が弱体になり、そうして日本國の特殊事情に適應した民主化の徹底というところが、とかく不十分になり勝ちである。私は考えておるのであります。日本民主化の一つの方法として追放令が大きな役割を演じておられることは周知の通りであります。併しながら戦争に單に協力したということ、それはいわば國民の義務でありましよう。問題の本質は、戦争に單に協力したということではなくして、それについて果したところの役割の内容にあるのであらうと存じます。即ち戦争に便乗し、極端な軍國主義、偏狭な國家主義、その他國民に對して非合理的な、專制的な圧制を加へた者が當然責任を負わねばならぬと存じます。

戦争責任につきましても、從來戦争指導に責任を持つた者が追放に処せられております。又旧來の各界の指導階級の入替も行われております。これらの問題は戦争の責任を明らかにし、同時に日本の社會構成の入替を行おうとする意圖から出たものであると察せられるのであります。連合軍も我々對してバージは一面指導層の入替であり、必ずしも徹頭徹尾ではないという態度な説明をされております。併しながら問題はむしろ第三の範疇、即ち極端な軍國主義者、暴力團、國粹主義團體、ファシスト等を日本の政治、経済、文化の面から拂拭し、國民が安んじて平和と文化を築き得る体制を作るといふことにあるのであると思ひます。この点におきまして私は政府の努力が必ずしも強力且十分でありませぬことを不満に感ずるのであります。特に我が國の司法警察制度は、我が國專制政治の支柱でありました。そして治安維持法はこれを守るための武器でありました。暴力と拷問と脅迫の圧制によつて維持されたところの日本の司法並びに警察は、正に中世紀的な暗黒街でありました。これらの組織は極端な軍國主義思想で固められた人、思想的結果集でもありました。我々自由思想家は、警視廳の前を通るだけで身の毛のよだつような思いがしたのであります。

新憲法は我々に自由を與え、我々は國民各位と共に、この新憲法の趣にき決定を喜びました。特に新憲法の序節に書かれてある高邁なる人類の普遍的理想、それは我々に夢と希望とを約束し、私はこの新憲法の小さなパンフレットを何時も内ポケットの中に入れておるのであります。併しこの新憲法ですら、若し十年前にこれを主張する者があつたならば、少くとも五年や十年の懲役に行つたであらうでしょう。我が國の專制政治の番犬であつた警察、司法というものは実にかくのごとき性格のものであります。それは自由と民主主義の敵でありました。このように警察、司法制度が人的にも、制度的にも、そのまゝの形で新しい憲法のため、そして國民の自由と基本的人權のための護民官に早変わりし得るといふような奇蹟は、いかに考えようとも考えることができません。然るが故に私は新憲法にふさわしい新しい警察並びに司法制度を作りますために、現在の警察並びに司法制度は徹底的に検討され、根本的に改革されねばならぬと思ひます。その方法としては、すでに経済界、教育界等におきましてすら相當嚴重な追放が行われておるのであります。警察、司法における審査は形式的でなく、實質的に、もつと徹底的な方法でやつて頂かねばならぬのであります。第二には彼らを再教育し、啓蒙し、その心構えを改め得る人たちに對しては、徹底的に再教育の方法を考えて頂きたいのであります。第三には新しい司法官、警察官を養成するための教育施設も必要であります。勿論多數の司法官の中には、飽くまで憲法を守り、法律の許す國民の自由を守つた尊敬すべき方々がいたことも事實であります。又それらの方に敬意を表します。併しながら、日本の民主化がいかに徹底であるかという点につきましては、私共國民が心配してはなりません。諸外

る奇蹟が起らない限り、我々は日本の軍國主義の幽霊が死体を借りて、魂を呼戻す可能性がないとは到底信ぜられないのである。

將來議和会議の後におきましては、日本國土の治安は、日本の司法並びに警察自身が維持せねばならぬ日が来るでしょう。然るに現状のとき、過去の専制主義の傳統から十分解放されてない司法、警察制度が、機關銃を持ち、武器を持つというのを予想したならば、我々國民は傑然たらざるを得ないのであります。我々は現在司法及び警察が、國民の自由と憲法の擁護者として心から信頼し得る実体を持つと信ずることができません。國民においてすら尚且つ然り。然りとすれば中國代表その他の指摘も、私は尤もなことであると思うのであります。現状のときと十分司法並びに警察の民主化の下においては、私は議和會議に臨む資格はまだないとさえ思つてゐるのであります。

片山内閣になりましてから鈴木司法大臣の非常な御努力の下に、暴力團狩りその他が行われつつあることにつきましては、私は深く感謝するものであります。併しながら過去の政治、警察の遺風はまだ清掃されておらず、社会の暗黒面には元憲兵、スパイ、暴力團ファシスト、國粹主義者、これらの諸勢力が充満してゐることを思ひますと、平和國家、文化國家の將來も亦憂心に堪えないのであります。私が本日の常任委員会において、このような發言をいたしますのに対して、私の友人や私の妻は、それをすら心配しておるような現状であります。又戰爭中におきまして、私自身も一ヶ年以上、憲兵

隊の地下室に拘禁され、果敢の拘置所に拘禁され、言語に絶する拷問を受け、苦難を嘗めましたが、私が目で見皮膚で感じたところの留置場、刑務所その他日本の警察、司法制度の全機構は正に暴力とギャンクの巢窟であり、人間性を全く無視した中世の暗黒街でありました。刑務所に勤める獄卒の大部分は、教養低き者が過當の権力を専有し、單純な職業に従事してゐるために、一種の心理学的、精神病的性格を呈してゐりました。又封建時代の牢名主ともいふべき古顔の囚人が、その中で不當な幅を利かせてゐりました。これらの世界を徹底的に再検討し、そしてそれを文化國家、民主國家の國民官にふさわしい機構に変えねばならんと思ひます。

これまで警察並びに司法に関する各種の委員会が設けられておるといふことも伺いました。併しながらこれらの委員の中には、實際自由のために彈圧を受け、監獄に打ち込まれ、又は冤罪のために獄窓に泣いた方々が殆んど委員に加へられていないのであります。或いはつとめてそういう人物を選んでいる。警察並びに司法制度の欠陥を最もよく知る者は、これらの人々であります。中から有識者の人々を警察、司法、監獄等の改善委員会には当然加へべきものと思ひます。

第二にお尋ね申したいのは、神奈川縣の拷問事件についてであります。この問題につきましては一昨日の新聞に横浜地方検事正談として、「本事件は犯行から告訴まで長時日を経てゐるのに、暴行についてはすでに、時効をなしており、大部分が傷害とその後

痕との因果關係において、証拠不十分であつた。起訴した三名については、戦時下治安維持の意味で、國を思う余りという情状も汲め、このような談を發表してあります。神聖なるべき取調室において、被告を昏倒するまで暴行を加へ、幾多の殺人事件を出したこれらの憎むべきギャンクたちの暴虐と拷問とが、國を思う余りという名目で、情状が汲めるといふがごとき検事の談は、私はこの検事自身が自由の何たるかを解せざるものと断定せざるを得ないのであります。彼らの言う國を思うとは何でありましょう。彼らはただ暴力的専制支配とファシズムと彼らの利己的權利を擁護したに過ぎないのであります。私はこのような談話を發表した検事を即刻罷免されることを要望したのであります。通行中の小娘の財布をくすねて、何年かの懲役に行かねばなりません。然るに神聖なるべき取調室において、同胞の何人かを或いは竹刀で殴り、青ぶくれになるまで蹴り、死に至らしめ、言語道斷の暴虐を加へたこれら一味のギャンクたちを、國を思う余りという情状を以て、酌量することは言語道斷のことであるとと思ひます。尚又大部分は傷痕が癒つてゐるから、証拠不十分であると云ひますが、如何なる傷も三年もすれば消えるのでありましょう。併しそれを以て証拠不十分と断定することは不合理であると思ひます。私が検事でありましたならば、拷問ギャンクどもは當時の事情如何に拘わらず、警察官として言語道斷のことであると説明するであります。私自身も憲兵隊の地下室におきまして、あらゆる拷問を受けました。そうして虚偽の調書を強

られ、背後から竹刀で殴打し、椅子、枕等によつて殴打し、そうして虚偽の調書の記録を迫られたのでありまして。彼らは又公然と書き、嘘を書きと怒鳴りました。このようなことは長間法律關係の業務に携わられておられた司法大臣のよく御承知のことであらうと存じます。私たちが受けた専制政治の暴虐は、実に言語に絶するものであります。又その家族たちの苦しみも一通りのものでありませんでした。然るにそれに対して我々は一言の抗弁もできず、又現在においてすら恐怖感念に囚われて、告訴をすることすら大部分の國民はよくし得ざるところであります。又その手続も面倒であり、又多額の経費を必要といたします。私は日本の警察、司法の民主化を政府が眞におやりにならうと思ひます。ならば、我々國民の告発を俟つまでもなく、政府自身が過去十ヶ年に亘つて、司法並びに警察の行なつたあらゆる非道のかずかず、あらゆる暴虐のかずかずを自発的に調査されて、それらのギャンクたちを、政府自身の手によつて罷免し、懲罰すべきであると思ひます。

私の言葉はやや激し過ぎたかも知れませんが、極めて率直に日本の司法、警察制度の民主化の不徹底についての良心において、司法、警察の民主化の現在の程度には極めて不満であることとを申し上げたいのであります。このような状況の下に議和會議に臨む資格はないとすら考へております。然るが故に、司法大臣には閣議において閣僚各位とも相談せられ、又特に社会党の方と相談されまして、政府当局のこれらに対する徹底した方針をお聞かせ願ひたいと思ひます。又この問題につきまして、私は必ずしもおさなりの御答弁を欲しいというのではありません。自由を愛し、憲法を重んずる我々善良なる國民の衷情をお酌み取り下され、日本をして眞に平和國家、文化國家たらしめるために、又我々が安心して憲法に依存し、國の治安を信頼し得るために、司法と警察の民主化につきましても、徹底した民主化の措置をお願いしたいのであります。

○委員長(吉川末次郎君) 速記を止め
午後二時十二分速記中止
午後三時十四分速記開始
○委員長(吉川末次郎君) 速記を始め
本日はいかにて散会いたします。
午後三時十五分散会
出席者は左の通り。
治安及び地方制度委員
委員長 吉川末次郎君
理事 鈴木 直人君
委員 羽生 三七君
濱田 寅藏君
奥 主一郎君
草葉 隆圓君
岡田喜久治君
岡本 愛祐君
岡本 義人君
小野 哲君
柏木 康治君
阿竹齊次郎君
池田 恒雄君

司法委員
理事 鈴木 安孝君
松井 道夫君

きまして、私自身も一ヶ年以上、憲兵
 としており、大部分が傷害とその後の傷
 けました。そうして虚偽の調書を強い
 方と相談されました。政府当局のこれ

委員

齋 武雄君

中村 正雄君

奥 主一郎君

岡部 常君

小川 友三君

宮城タマヨ君

山下 義信君

阿竹齋次郎君

委員外議員

帆足 計君

國務大臣

司法大臣 鈴木 義男君

政府委員

司法事務官 國宗 榮君

(刑事局長)

昭和二十三年四月十六日印刷

昭和二十三年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局